

石川県介護支援専門員更新研修及び 介護支援専門員証の有効期間の更新について

介護支援専門員証の有効期間満了日が令和 7 年 9 月から令和 8 年 1 2 月の介護支援専門員の方へのお知らせです。

対象となる介護支援専門員で、現在、介護支援専門員業務に従事している方や今後業務に従事予定の方は、更新研修を受講のうえ、介護支援専門員証を更新する必要があります。有効期間満了日までに更新研修未修了の場合、又は修了後に更新手続きをしない場合は、有効期間満了後は介護支援専門員業務に従事できなくなります。

令和 7 年度の更新研修の対象者の方には、個人宛に案内ハガキを送付いたしました。今後の就業予定や研修受講に要する時間等を勘案し、介護支援専門員更新研修を受講されるかどうかをご判断いただき、別紙の説明に従って所定の手続きを行ってください。

なお、更新をせず、介護支援専門員証が失効した場合でも、介護支援専門員再研修を受講し、新たに介護支援専門員証の交付を受ければ、再び当該業務に従事できることを申し添えます。

※ 有効期間満了後に介護支援専門員として業務に従事した場合、登録を削除することもありますので、ご注意ください。